

国民健康保険税の年税額が決定

前年（令和7年）の所得が確定したことにより、令和8年度の国民健康保険税の年税額が確定しました。今年度につきましては、国の令和8年度税制改正の大綱により、賦課限度額の見直しと低所得者に対する均等割額及び平等割額の軽減判定所得の基準の改正が行われました。

また、子ども家庭庁の子ども・子育て支援金制度により子ども・子育て支援金分が追加されました。国保加入者の皆様は、保険料のご負担が大きくなりますが、国保運営の維持に向けてご理解とご協力をお願いします。

2期分の納付期限は**7月31日**までとなっておりますので、納め忘れのないようご注意ください。

令和8年度国民健康保険税率・税額（限度額が変更されます）

区分	医療給付費分	後期高齢者支援金分	介護納付金分	子ども子育て支援金分
所得割率	9.0%	2.8%	3.0%	0.29%
均等割額	28,000円	10,000円	10,000円	900円
18歳以上均等割				100円
平等割額	28,000円	9,000円	9,000円	900円
限度額	660,000円 ↓ 670,000円	260,000円	170,000円	30,000円

軽減判定所得による均等割額及び平等割額の軽減

世帯のうち国民健康保険に加入している全員の前年所得の合計額が下記の軽減判定基準所得以下の場合は、その世帯の所得に応じて均等割額及び平等割額を軽減します。軽減を受けるための申請は必要ありません。課税計算の中で自動的に軽減されます。

- 均等割額・・・加入者の人数によって計算します。1人あたりの金額です。
- 平等割額・・・一世帯あたりに係る金額です。世帯内の国保加入者が2名以上あっても一律です。

軽減判定所得	軽減割合	軽減後の税額				
		区分	医療分	支援分	介護分	子子分
43万円 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) を超えない世帯	7割	均等割額	8,400円	3,000円	3,000円	270円
		平等割額	8,400円	2,700円	2,700円	270円
43万円 + 31万円 ^{※1} × 被保険者数 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) を超えない世帯	5割	均等割額	14,000円	5,000円	5,000円	450円
		平等割額	14,000円	4,500円	4,500円	450円
43万円 + 57万円 ^{※2} × 被保険者数 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) を超えない世帯	2割	均等割額	22,400円	8,000円	8,000円	720円
		平等割額	22,400円	7,200円	7,200円	720円

改正前の金額は下記のとおり（上記表の赤色太文字が改正される金額です。）

※1 ▶ 30.5万円 ※2 ▶ 56万円

令和8年度から

「子ども・子育て支援金制度」が始まりました

令和8年度分から、加入されている医療保険の保険料（税）に

「子ども・子育て支援金分（子子分）」が加算されています。

これは、国民健康保険・後期高齢者医療保険だけでなく、他の医療保険（健康保険・共済組合・国民健康保険組合等）に加入されている方も同様です。

国民健康保険の場合 ▶ 従来の保険税（医療分・支援金分・介護分）に「子子分」を合算して納付する。

後期高齢者医療制度の場合 ▶ 医療分と「子子分」の合算を納付する。

所得割率	均等割額	18歳以上均等割	平等割額	限度額
0.29%	900円	100円	900円	30,000円

※ 18歳以上均等割とは…子供（18歳未満）にかかる均等割額を全額軽減するために18歳以上の被保険者に賦課するもの

Q 「子ども・子育て支援金制度」って？

A 全ての世代や企業のみならずから支援金を拠出いただき、子育て施策の拡充に充てるもので、子どもや子育て世帯を社会全体で支える制度です。

例) 児童手当の拡充、育児時短就業給付、育児期間中の国民年金保険料免除、妊婦のための支援給付、出生後休業支援給付、こども誰でも通園制度 など



Q どうして「支援金制度」が必要なの？

A 近年、少子化・人口減少の進行が加速していることから、政府は令和5年12月にこども未来戦略「加速化プラン」を策定し、総額3.6兆円の次元の異なるこども・子育て支援の拡充を実施することを決めました。支援金制度はこれを支える財源の一部です。

問い合わせ先 錦江町役場 住民税務課 ☎ 22-3037 / 住民生活課 ☎ 25-2511

もしもの停電、備えて安心。

「九州エリアの停電・復旧見込み情報」を
スマホでいち早くお知らせします

九州停電情報提供アプリ

利用料金
無料



登録エリアの停電情報などを
プッシュ通知でお知らせ

- エリア登録も簡単
- 最大5件まで登録可能で、離れたご家族の停電有無も確認できます



最新の停電・復旧見込み情報を
マップなどで確認

- 地図上で停電状況を確認可能
- 地図を拡大すると詳細な停電エリアや復旧見込み状況が確認できます



○対象地域:九州電力送配電株式会社が電気をお届けしている地域です。○利用料金:無料です。ただし、ご利用時に発生する通信料はご利用者の負担となります。



まずは無料アプリをダウンロード
お手持ちのスマホで、2次元コードからアクセス



アプリの詳細はホームページをご覧ください



💡 停電情報に関するサービス(無料)

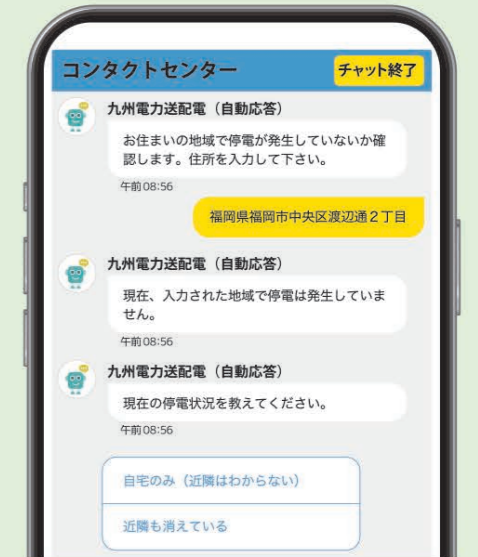
○アプリでも以下のサービスをご利用いただけます。○利用料金:無料です。ただし、ご利用時に発生する通信料はご利用者の負担となります。

チャット受付 24時間(365日対応)

停電時に「チャット」でお問い合わせいただけます
また、電柱・電線などの設備に関するトラブルも
お問い合わせいただけます

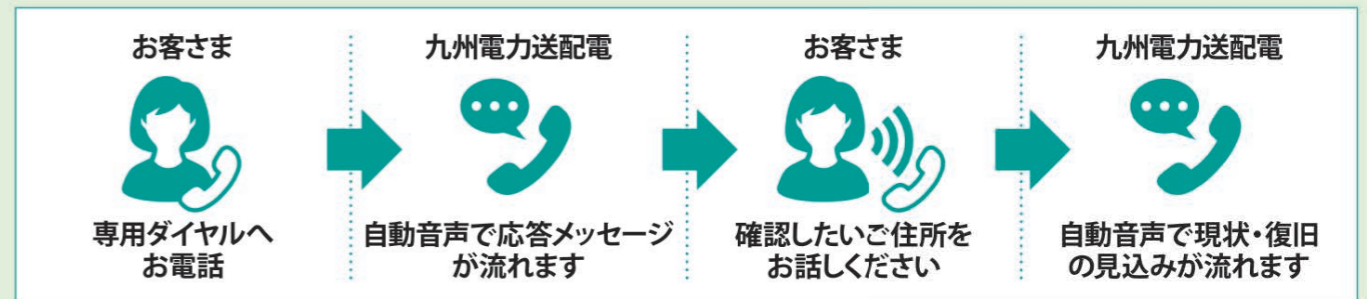
- お電話が繋がりにくい状況でも、速やかに繋がります
- 対話形式でスムーズにやり取りができます

チャットで停電・送配電設備の
お問い合わせはコチラ



停電情報自動応答サービス 24時間(365日対応)

専用ダイヤルに電話していただくと停電情報や復旧見込みを自動音声でお答えします



停電情報自動応答
専用ダイヤル

0120-426-305
(福岡県・佐賀県・長崎県)

0120-426-306
(大分県・熊本県・宮崎県・鹿児島県)



台風・地震・集中豪雨等に備えましょう!

●停電への備え

強風で飛ばされるおそれがあるものは、
あらかじめしっかりと固定しましょう。
普段から分電盤の位置を確認しておきましょう。

●災害が起きたら

切れた電線は感電のおそれがあり大変危険です。
絶対に触らず九州電力送配電へご連絡ください。
濡れた電気器具、コードは漏電や火災の原因となります。

停電・災害時に必要なもの(例)

- | | | | | |
|--------------------------------|-----------------------------------|---------------------------------|------------------------------------|--------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 携帯ラジオ | <input type="checkbox"/> LEDランタン | <input type="checkbox"/> LEDライト | <input type="checkbox"/> 防災ポーチ | <input type="checkbox"/> ホイッスル |
| <input type="checkbox"/> 乾電池 | <input type="checkbox"/> スマートフォン | <input type="checkbox"/> 充電器 | <input type="checkbox"/> ポリ袋 | <input type="checkbox"/> 新聞紙 |
| <input type="checkbox"/> 食料品 | <input type="checkbox"/> 飲料水 | <input type="checkbox"/> 食品用ラップ | <input type="checkbox"/> ウェットティッシュ | |
| <input type="checkbox"/> 雨具 | <input type="checkbox"/> 防寒具 | <input type="checkbox"/> タオル | <input type="checkbox"/> 衛生用品 | <input type="checkbox"/> 口腔ケア |
| <input type="checkbox"/> 携帯トイレ | <input type="checkbox"/> 救急用品 | <input type="checkbox"/> お薬手帳 | <input type="checkbox"/> 薬 | <input type="checkbox"/> 筆記用具 |
| <input type="checkbox"/> ヘルメット | <input type="checkbox"/> 軍手(グローブ) | <input type="checkbox"/> ガムテープ | <input type="checkbox"/> 現金(硬貨) | <input type="checkbox"/> 身分証明書 |

※その他お問い合わせがございましたら、九州電力送配電の配電事業所へご連絡ください。